

佐敷海岸海辺のまちづくり構想策定業務

企画提案公募要領

1. 業務の目的

令和3年度に中城湾港港湾計画の改訂が行われ、社会情勢等の変化により佐敷東地区土地利用計画が削除されたが、地域の課題が多く残されている。

そこで、佐敷海岸の将来的な整備等の基本方針を明確化することで、老朽化護岸の整備や佐敷マリーナ跡地の利活用、富祖崎公園の再整備等と併せてトカゲハゼが生息する干潟環境との共生を図りつつ、観光振興に繋げる取り組みを行うため「海辺のまちづくり構想」策定する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

佐敷海岸海辺のまちづくり構想策定業務

(2) 業務内容

別紙「佐敷海岸海辺のまちづくり構想策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）参照

(3) 履行期間

契約締結日の翌営業日から令和5年3月17日（金）まで

(4) 提案上限額

¥8,789,000 - （消費税および地方消費税込み）

※提案内容にかかわらずこの上限価格を超える提案は受け付けない。また、各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

※この金額は予定価格であり、実際の契約金額とは異なる。

3. 参加資格要件

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 沖縄県内に本社、支社または営業所もしくは事務所を有する法人であること。

（複数事業者による共同提案の場合には代表者がこの条件を満たしていること。）

(2) 本業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有するものであること。

（国・都道府県・市町村等が発注した類似業務の受託実績があること。）

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

(4) 業者選定前6月以内に手形または小切手の不渡りがないことおよび手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分から2年経過していること。

(5) 公告の日から過去3か年以内に本市から契約解除をされていないこと。

(6) 消費税および地方消費税並びに本市と直接取引をする本店または支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続の開始決定がなされていること。

- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (11) 南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成 18 年告示第 59 号）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。

4. 提案参加申込手続き

(1) 提出書類、部数および提出期限

企画提案に参加する事業者は、次の①～⑥（順に綴込）を提出すること。

複数事業者による共同提案の場合は、①、②、④、⑤は代表事業者で提出すること。また、③、⑥は構成事業者全てについて提出すること。

	書類名
①	プロポーザル参加表明書（様式 1）
②	プロポーザル参加申込書（様式 2）
③	提案者概要説明書（様式 3）
④	本業務に係る実施体制（様式 4）
⑤	予定管理技術者の業務実績（様式 5）
⑥	定款の写し（任意様式）

(2) 提出部数

- ・①の提出書類・・・1部
- ・②～⑥の提出書類・・・10部（正本1部、副本9部）※副本は正本の写し可

(3) 提出期限

- ・①の提出書類・・・令和4年7月 6日（水）午後5時まで（必着）
- ・②～⑥の提出書類・・・令和4年7月14日（木）午後5時まで（必着）

(4) 提出先

事務局に提出すること。

(5) 提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで（正午から午後

1 時までの間を除く。)に事務局窓口へ提出すること。郵送の場合は、提出期限日の午後 5 時までまでに必着とする。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなすものとする。

※申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

※提出された申請書等は、返却しないものとする。

5. 企画提案書等の作成要領

(1) 提出書類について

以下の(ア)～(工)を提出すること。また、(ア)～(ウ)については順番に綴じ、(工)の積算内訳書(見積書)については別に綴じること。

提出書類		様式、作成上の注意点等
(ア)	提案書表紙	(任意様式) A4判で作成すること。
(イ)	企画提案書	(任意様式) A4判 20 ページ以内で作成し、やむを得ず A3判を使用する場合は横折込みとすること。ただし、A3判 1 枚につき A4判 2 ページと換算すること。なお、提出期限を越えての追加資料は認めないものとする。
(ウ)	実施スケジュール	(任意様式) A4判 2 ページ以内または A3判 1 ページ以内で作成し、A3判を使用する場合は折込みとすること。
(工)	積算内訳書(見積書)	(任意様式) 本業務の委託範囲内の費用を見積もること。また、A4判で作成すること。ただし、以下の点に留意すること。 ・提案上限額を越えてはならない。 ・項目ごとの内訳および単価、回数等を記載する。 ・宛名は南城市長宛とすること。 ・日付は提出日とすること。 ・見積額が契約額とはならない。

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

①提案内容は、別紙「仕様書」の「4 業務内容」について作成し、その内容の実施にあたっての取り組み、手法、体制等について提案すること。また、仕様書以外にも有益な提案があれば記載すること。

②記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。

③専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。

④ページ番号を記載すること。

⑤フォントの種類は制限しないが、サイズは10ポイント以上で作成すること。

(3) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）※副本は正本の写しでよい。

(4) 提出期限

令和4年7月21日（木）午後5時まで（必着）

(5) 提出先

事務局に提出すること。

(6) 提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に事務局窓口へ提出すること。郵送の場合は、提出期限日の午後5時までに必着とする。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなすものとする。その場合は、「プロポーザル参加辞退届」（様式7）を1週間以内に提出すること。

6. 質問および回答

企画提案等に関する質問は、「質疑応答書」（様式6）により、事務局担当者へ電子メールにて、下記の点に留意し提出すること。

(1) 電子メール以外での質疑は受け付けない。

(2) 質疑の受付は令和4年7月6日（水）午前9時からとし、提出締切は令和4年7月8日（金）午後5時までとする。

(3) 質疑に対する回答は、「プロポーザル参加表明書」（様式1）を提出した全参加業者に対し電子メールにて回答を行う。

7. 受注者審査選定方法

(1) 基本的な考え方

本委託業務の受注者の審査選定に当たっては、南城市プロポーザル方式実施要綱第4条の規定に基づき、佐敷海岸海辺のまちづくり構想策定業務選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提

案を行ったものを受注候補者として選定する。また、次点受注候補者も併せて選定する。

(2) 審査方法

①事務局による審査

参加資格要件、提出書類等の不備、上限額内の提案であるか等の基本的事項を確認する。

(参加資格要件の確認結果については、企画提案書提出期限までに電子メールにて通知する。)

②選定委員による審査

事務局による審査の結果を受け、企画提案書およびプレゼンテーションの内容について、評価審査基準に基づき、仕様書および審査評価項目によって企画提案の内容を総合評価する。各選定委員の評価点の合計を選定委員評価とする。ただし、応募者が5者以上の場合は、企画提案書類等による1次審査を実施し、通過者のみプレゼンテーションにより評価する。

③審査評価項目

別表1のとおり。

④受注候補者の決定

①の審査を通過し、②の評価点を最も高く獲得した者を受注候補者とし、次点の者を次点受注候補者とする。ただし、最も高い評価点を獲得した者が2者以上ある場合は、選定委員会にて審議し、順位を決定する。

(3) プレゼンテーションについて

①プレゼンテーションの実施要領

(ア) 審査の順番は、企画提案書提出の受付降順にて行うものとする。

(イ) 1事業者につき、40分の持ち時間(提案内容説明25分、質疑15分)とする。ただし、提案者の数によっては変動することがある。詳細な時間は別途通知する。

(ウ) プレゼンテーションは、企画提案書等の内容について説明を行うこと。また、仕様書以外にも有益な提案があれば説明を行うこと。

(エ) プレゼンテーション当日は、実際に業務に携わる責任者が出席し対応すること。

②プレゼンテーションの実施予定日

・日時：令和4年8月1日(月) ※時間についてはメールにて別途通知する。

・場所：南城市役所 ※会場についてはメールにて別途通知する。

③使用機材等について

プレゼンテーションの実施にあたり使用する機材(PC、タブレット端末、レーザーポインタ、スピーカー等は全て提案手法に応じて提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、電源コードリール、ディスプレイケーブル(VGA、HDMI)については、市で用意する物を使用しても構わない。

※事前に動作確認したい場合には、プレゼンテーション前日の正午までに事務局へ連絡をすること。

8. 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知

①審査委員による審査後、全応募者に対し1週間以内に文書にて通知するとともに、受注候補者については、本市の掲示板およびホームページにおいて公告を行う。ただし、審査結果については、異議の申し立ては受け付けない。

②選定されなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。なお、この書面は、審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

(2) 契約交渉

受注候補者である旨の通知を受領した者は、仕様・価格等について本市と協議のうえ、速やかに本市と契約手続きを行い、受託者となること。受注候補者との協議が整わない場合は、次点受注候補者と交渉を行うものとする。

9. 参加の辞退

やむを得ず参加を辞退する場合、または、提案書を提出しなかった場合は、「プロポーザル参加辞退届」(様式7)を提出すること。

提出にあたっては、持参または郵送によるものとし、プレゼンテーション審査前日の午後5時までに必着すること。

10. 失格要件

次に掲げる項目に該当する者は、失格とする。

- (1) プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない場合、または満たすことができなくなった場合。
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) 定められた提出方法、提出期限に適合しないもの。
- (4) 記載された事項が提出条件に適合しないもの。
- (5) 記載を求められた事項の全部、または一部が記載されていないもの。
- (6) プレゼンテーションに出席しなかった場合。
- (7) 契約を締結できない、または締結の意思が認められないもの。
- (8) 見積上限額(税込)を超える見積金額で積算された提案書。
- (9) 審査委員、市職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不

正な接触の事実が認められた場合。

- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団または暴力団員およびそれらと密接な関係を有することが判明した場合。
- (11) 審査決定から契約締結日までの期間において、南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱の規定による指名停止等の措置を受けた場合。

11. その他の留意事項

- (1) 本提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語および日本国通貨に限定する。
- (3) 提案書等として提出された全ての資料は、受注候補者の選定以外には使用しない。また、返却も行わない。
- (4) 提案書は選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等を受理した後の提案者による加筆および修正は原則認めない。
- (6) 当該提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩および不正使用がないこと。
- (7) 参加表明が1者の場合は、その提案内容等を評価委員で審査し、本業務を委託可能と判断した場合にのみ契約交渉権を与える。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響で来庁自粛や企画提案公募の中断または延期、中止などが決定した場合には、本市ホームページに掲示するとともに、参加表明者に対してメールで通知する。

12. 貸出資料

プロポーザル参加表明書を提出した者は、プレゼンテーション審査日までの期間「中城湾港佐敷東地区等開発計画見直し業務 令和元年9月」「築島（佐敷地内）周辺有効活用に係る基礎調査平成24年3月」の貸出希望を申し出ることができる。

13. スケジュール一覧

	項目	日程
1	公募開始	令和4年6月27日（月）から
2	プロポーザル参加表明書提出期限	令和4年7月6日（水）午後5時まで
3	企画提案等に関する質問受付期間	令和4年7月6日（水）午前9時から 令和4年7月8日（金）午後5時まで
4	企画提案等に関する質問回答	質問受付後、全応募者に対し速やかに回答 ※電子メールにて回答
5	プロポーザル参加申込書等提出期限	令和4年7月14日（木）午後5時まで
6	参加資格確認結果の通知	確認次第、全応募者に対し速やかに回答 ※電子メールにて回答
7	企画提案書提出期限	令和4年7月21日（木）午後5時まで
8	1次審査 （参加申込者が5者以上で実施）	令和4年7月25日（月）※予定
9	プレゼンテーション審査	令和4年8月1日（月）※予定
10	審査結果の通知	選定後1週間以内に文書にて通知

14. 事務局

本公募に係る提出及びお問い合わせは以下の通りとする。

（事務局）

〒901-1495

沖縄県南城市佐敷字新里 1870 番地 南城市役所 2階

南城市 土木建築部 都市計画課（担当：金城、山内、狩俣）

電話：098-917-5350 FAX：098-917-5413

E-mail：toshikeikaku@city.nanjo.okinawa.jp

別表 1

評価項目		評価事項	配点
業務実施 内容	企画提案	佐敷海岸の現状や課題について、把握及び整理されているか。	10
		現状の土地利用の状況や課題等が整理された上で、整備の基本方針や基本構想が提案されているか。	10
		現状の土地利用の状況や課題等が整理された上で、民間活力による機能導入について提案されているか。	10
	内容	土地利用に関する地域の意見を把握するため、効果的な調査方法が提案されているか。	10
		仕様書に記載する業務内容以外で、効果的で有益な提案があるか。	5
業務実施 体制	業務実績	同種又は類似業務の受注実績があり、豊富な知識と経験を有しているか。	5
	実施体制	提案内容を遂行するための人員体制および配置となっているか。	5
	業務工程	提案内容を遂行するための工程の妥当性が確保されているか。	5

- 1) 各項目の評価については、優、やや優、一般的、やや劣る、劣るの5段階評価とする。
- 2) 配点が10点の場合は、優=10点、やや優=8点、一般的=6点、やや劣る=4点、劣る=1点
- 3) 配点が5点の場合は、優=5点、やや優=4点、一般的=3点、やや劣る=2点、劣る=1点